

# 准看護婦養成所の運営に関する手引き

准看護婦養成所(以下「養成所」という)の運営については、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号、以下「法」という)、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号、以下「指定規則」という)及び准看護婦養成所運営に関する指導要領(以下「指導要領」という)に定めるもののほか、本手引きによるものとする。

## 第1 名称に関する事項

准看護婦養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

## 第2 学則に関する事項

1. 学則の中には、次の事項を記載すること。
  - (1) 設置の目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 課程名
  - (5) 1学年の入学定員及び学級の編成並びに総定員に関する事項
  - (6) 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (7) 教育課程及び授業時間数に関する事項
  - (8) 学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項
  - (9) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (10) 教職員の組織に関する事項
  - (11) 運営を行うための会議に関する事項
  - (12) 学生の健康管理に関する事項
  - (13) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
  - (14) 賞罰に関する事項
2. 学則中に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。
  - 例) 入学の選考
  - 成績評価、進級及び卒業の認定
  - 健康管理
  - 教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学金、授業料等の金額及び費用徴収の方法

学生の賞罰等

## 第3 学生に関する事項

1. 入学を希望する者に対しては、入学願書に次の書類を添付させること。
  - 最終基礎学歴校(中学校以上)の卒業証明書又は卒業見込書及び当該校の成績証明書
2. 入学の選考は1.により提出された書類、選考のための学力検査の成績等を資料として、適正に行うこと。
3. 入学の選考に当たっては、看護職員としての適性を十分に考慮すること。
4. 入学の選考にかかわりのない書類(例えば、戸籍抄本、家族調書等)は、提出させないこと。
5. 看護職員としての能力や適性にかかわりのない事項(例えば、身長、体重、家族関係等)によって入学を制限しないこと。
6. 外国における学校教育を修了した者等の入学を認めるに際し、指定規則等に照らして疑義がある場合には、当該養成所のための判断でなく、関係機関と協議すること。

## 第4 教員に関する事項

1. 専任教員及び教務主任
  - (1) 指導要領第3-1-(1)-ウの看護婦としての業務年数には、病院での従事年数3年以上を含むものとする。
  - (2) 指導要領第3-1-(1)-エの必要な研修を受けた者は、次の者をいうこと。
    - ア. 厚生省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
    - イ. 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者
    - ウ. 厚生省が委託実施している看護教員養成講習会

修了者

エ. 厚生省が認定している看護教員養成講習会修了者  
(3) 保健又は看護の教科の高等学校教諭の免許状及び看護婦免許を有している者については、指導要領第3-1-(1)-エに該当すること。

(4) 看護にかかわる業務をはなれて5年以上経ている者は、専任教員として好ましくないこと。

(5) 指導要領第3-1-(4)の趣旨は、講義1時間を担当するには準備時間等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものである。実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備時間等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。

(6) 専任教員は、学会等に参加するなど自己研鑽に努めること。

(7) 専任教員の構成は、年齢、実務経験を考慮し、各教員が基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護等の専門性が発揮できるよう配慮すること。

(8) 実習病院の数が多施設にわたる場合は、専任教員又は実習指導者を増員することが望ましいこと。

(9) 2以上の課程を併設する養成所であって養成所の長が兼任である場合は、各課程を統括する専任の職員を置くことが望ましいこと。

## 2. 実習指導者

指導要領第3-3-(1)の実習指導者として必要な研修とは、厚生省が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。

## 3. その他の教員

(1) 基礎科目の授業は、高等学校以上において当該科目を担当している教員によって行われることが望ましいこと。

(2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野を十分に考慮して選任すること。

(3) 生徒の生活相談等を担当する職員を置くことが望ましいこと。

## 第5 教育に関する事項

### 1. 授業時間数

(1) 講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。

(2) 実習については、1時間を60分とすること。

(3) 教育目標を達成するために各養成所が設定する学科試験、行事、特別講義等の時間は、指定規則に定める時間数の1割程度とすること。

### 2. 教育実施上の留意事項

#### (1) 准看護婦教育の目標

准看護婦教育の目標は、准看護婦として、医師、歯科医師又は看護婦の指示のもとに、療養上の世

話又は診療の補助を行うことのできる基礎的知識、技術、態度を身に付けることである。

#### (2) 教育計画上の留意事項

ア. 各科目の授業については、心身両面の疾患をもった対象の看護が理解できるよう基礎科目、専門基礎科目、専門科目と関連づけて効果的に教育計画を作成すること。

イ. 各科目については「授業要綱」、「実習要綱」及び「実習指導要綱」を作成すること。

ウ. 臨床実習については、次のことを考慮すること。

(ア) 臨床実習の開始までには、臨床実習の目的と内容に照らし必要な基本的技術が習得できるよう、講義の時間の中で校内実習を十分に行うこと。

(イ) 保健、福祉との連携並びに継続看護等を理解させるため、「臨床実習」の場として、保健所、保育所、乳幼児施設、母子保健センター及び社会福祉施設等を適宜含めることが望ましいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1. 土地、建物の所有等

(1) 土地、建物は、設置者の所有であることを原則とすること。

ただし、貸借関係が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 教育環境について配慮がなされていること。

(3) 校舎は、独立した建物であることが望ましいこと。

ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上制約を受けることのないよう配慮すること。

### 2. 教室等

(1) 各室の配置は、各室の連携と利便を配慮すること。

(2) 実習室内の配置においては、清潔を保つ必要のある部分とその他の部分とは区分して配慮すること。

(3) 化学実験室と調理実習室は、同一の部屋を両者として使用することはできないこと。

(4) 学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、便所、倉庫、体育場、講堂を有することが望ましいこと。

(5) 体育を行う場として、自施設に体育場がない場合は、隣接した場所に体育場を確保すること。

(6) 他の課程を併設する養成所においては、課程毎に専用すべき部分以外は兼用して差し支えないが、課程毎にまとまりがあり、かつ、機能的な配置とすること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

### 3. 機械器具、標本及び模型

(1) 指導要領別表2に掲げるものの具体的内容については、別表を標準として機械器具、標本及び模

型を整備すること。

- (2) 看護用具は、定員数、実習施設の看護内容等を考慮して補充すること。

## 第7 実習施設に関する事項

1. 実習病院として、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護の実習を行う病院を確保すること。
2. 指導要領第6にいう主たる実習病院の要件の詳細については、次の事項を配慮すること。
  - (1) 「看護組織が明確に定められていること」とは、次のことを意味すること。
    - ア. 病院組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。
    - イ. 看護部門としての方針が明確であること。
    - ウ. 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。
  - (2) 「看護基準が作成され活用されていること」とは、次のことを意味すること。

患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各医療施設が提供できる看護内容を疾患別、症状別に基準化し、文書化したもの)が使用しやすいよう配慮して作成され、常時活用されていること。
  - (3) 「看護手順が作成され活用されていること」とは、次のことを意味すること。

看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各医療施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。
  - (4) 「看護に関する諸記録が適正に行われていること」

とは、次のことを意味すること。

- ア. 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。
- イ. 各患者に対する医師の指示が正確に、かつ確実に記録されていること。
- (5) 学生の指導を担当できる実習指導者とは、指導要領第3-3実習指導者と同様であること。
- (6) 実習生が臨床実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (7) 実習生の更衣室、休憩室が整備されていること。
3. 実習病院が同時に受け入れることが出来る学生数は、看護単位毎に10名を限度とすること。従って、多数の学校養成所が実習する場合は、全体の実習計画の調整が必要であること。
4. 実習施設は、原則として養成所の所在地の都道府県内であること。

## 第8 寄宿舎に関する事項

生徒の厚生施設として、必要に応じ寄宿舎を有すること。

## 第9 管理及び維持経営に関する事項

1. 養成所運営に関係する職員の所掌事務及び組織、養成所運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
2. 養成所運営に関する諸書類が保管されていること。
3. 運営経費において講師謝金、図書費等のほか必要に応じ機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

別表 機械器具、標本及び模型

| 品目            | 内容                                      | 品目            | 内容                                   |
|---------------|-----------------------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 看護用具等         |                                         | 洗浄用具一式        | 胃・腔・膀胱用                              |
| 洗面用具一式        | 洗面器、コップ、膿盆                              | 吸入器           |                                      |
| 清拭用具一式        | バケツ、洗面器、ビッチャー                           | 手術用手洗い用具一式    | 手術用手洗い用装置又は洗面器、洗面台、外科の手洗い用ブラシ及び石けん   |
| 乳児沐浴用具一式      | 沐浴用浴槽                                   |               | 剪刀、鉗子、鉤、針、糸、持針器                      |
| 排泄用具一式        | 尿器、便器(和式・洋式用、男性・女性用)、ゴム便器、尿便器架、ポータブルトイレ | 小手術用機械器具      | 吸引用、胃・十二指腸用、膀胱用                      |
|               | 氷枕、氷のう、湯たんぽ                             | カテーテル類一式      | 検温用具一式(口腔・腋窩・肛門用)体温計、電子体温計、検温トレイ)    |
| 電法用具一式        | 円座                                      |               | 与薬用具一式(薬杯、与薬トレイ)                     |
| 褥瘡予防用具        | 大きさ、重さが各種                               | 指導要領に掲げる以外のもの |                                      |
| 砂のう           | ついたて又はスクリーン、離被架、抑制帯・衣(成人・小児用)           |               |                                      |
| 指導要領に掲げる以外のもの |                                         |               |                                      |
| 処置用具等         |                                         | 機能訓練用具        |                                      |
| 診察用具一式        | 聴診器、血圧計                                 | 車椅子           | 片麻痺用                                 |
| 計測器一式         | 身長計、体重計                                 | 歩行補助具         | 杖、歩行器                                |
| 救急処置用器材一式     | 救急処置カート、心臓マッサージ板、アンビューバッグ               | 自助具           | 食器、スプーン、フォーク類                        |
|               | 針、注射器(皮下・筋肉・静脈・点滴用)、点滴セット、点滴用スタンド       | 各種リネン         | マットレス、毛布、枕(大・中・小)、シーツ、タオル、寝衣、手術衣、予防衣 |
| 注射用具一式        | 点滴用スタンド                                 |               | 必要に応じ、調理実習室用、化学実験室用、体育用機械器具          |
| 浣腸用具一式        | 高圧浣腸用、グリセリン浣腸用                          | 指導要領に掲げる以外のもの |                                      |

別冊  
看護学雑誌

JJNスペシャル No.12

A to Z NURSING

1989 JULY

# 呼吸器疾患ナーシング

編集/田中健彦

JJN スペシャル No.12『呼吸器疾患ナーシング』では、呼吸器における主な疾患と、そこに共通してみられる代表的な症状について観察のポイントと看護ケアのポイントを簡条書きで詳述しています。そして、何よりも看護診断や看護ケアのベースになる基礎知識(病態生理、分類など)、診断のポイント、治療の実際について、イラストや表を使って分かりやすく解説しています。看護過程をすすめるにあたり、信頼できるパートナーとなることでしよう。

## 目次

### 症状編

咳嗽、嗽痰／血痰、喀血／呼吸困難／喘鳴／胸痛

### 疾患編

肺炎／肺化膿症／肺結核症／肺真菌症／Compromised hostとニューモシスティス・カリニ肺炎／慢性気管支炎／気管支喘息／慢性肺気腫／びまん

性汎細気管支炎／気管支拡張症／過敏性肺炎／PIE 症候群(好酸球性肺炎)／びまん性肺出血／塵肺／サルコイドーシス／びまん性間質性肺炎、肺線維症／肺塞栓症／ARDS(成人呼吸促進症候群)／肺癌／過換気症候群／胸膜炎／膿胸／自然気胸／縦隔腫瘍

●1989年7月発売予定・AB判・2色刷・168ページ・定価1,545(本体¥1,500、税¥45)